

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	労働条件の確保・改善を図ること		評価方式	総合 実績 事業	番号	Ⅲ-1-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
（当初）	1,274,084	1,270,694		1,220,469		1,130,264
（補正後）	1,241,236	1,256,065		1,220,469		
前年度繰越額（千円）	-	-				
予備費使用額（千円）	-	-				
流用等増△減額（千円）	-	-				
歳出予算現額（千円）	1,241,236	1,256,065				
支出済歳出額（千円）	913,292	853,400				
翌年度繰越額（千円）	-	-				
不用額（千円）	327,944	402,665				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	「政策評価調書（個別票②）」に記載					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>○予算要求 労働条件の確保・改善を着実に図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督指導等経費（厚生労働本省・都道府県労働局） 22年度予算額：180,076千円　23年度概算要求額：133,563千円 ・労働条件確保対策推進費（厚生労働本省・都道府県労働局） 22年度予算額：335,310千円　23年度概算要求額：363,416千円 ・司法事務効率化推進費（厚生労働本省・都道府県労働局） 22年度予算額：15,761千円　23年度概算要求額：19,522千円 ・最低賃金制度充実強化費（厚生労働本省・都道府県労働局） 22年度予算額：639,275千円　23年度概算要求額：564,305千円 ・賃金制度改善指導等経費（厚生労働本省・都道府県労働局） 22年度予算額：50,047千円　23年度概算要求額：49,458千円 <p>○翌年度以降の達成目標 これまでの取組を引き続き推進する。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		労働条件の確保・改善を図ること					番号	Ⅲ-1-1		(千円)
予 算 科 目										
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般会計	厚生労働本省	労働条件確保・改善対策費	労働条件の確保・改善に必要な経費	274,158	217,016	△ 114,870	
	A	2	一般会計	都道府県労働局	労働条件確保・改善対策費	労働条件の確保・改善に必要な経費	946,311	913,248	△ 21,311	
	A	3								
	A	4								
	小計					1,220,469 の内数	1,130,264 の内数	△ 136,181		
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計					の内数	の内数			
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計					の内数	の内数			
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計					の内数	の内数			
合計					1,220,469 の内数	1,130,264 の内数	△ 136,181			

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

担当部局名：労働基準局監督課
労働基準局労働条件政策課

評価実施時期：平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>労働条件の確保・改善を図ること</p>	<p>番号</p>	<p>Ⅲ-1-1</p>
<p>政策の概要</p>	<p>労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行うとともに、最低賃金制度の周知啓発活動を行う。また、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決を図るため、望ましい労働契約の在り方について、中小企業事業主に対する周知・広報活動及び相談事業を実施する。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 以下により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 引き続き、監督指導、最低賃金制度の周知啓発活動、望ましい労働契約の在り方についての中小企業事業主に対する周知等を実施していくこととする。 また、 ①厳しい経済・雇用情勢であること ②最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものであり、就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、セーフティネットとして一層適切に機能することが求められていること ③個別労働紛争が増加傾向にあること など、労働条件等を巡る動向を踏まえ、平成21年度においては、 （1）労働基準法等で定める法定労働条件を遵守することはもとより、特に、解雇や雇止め、労働条件の切下げ等について、労働契約法や裁判例等に照らして、不適切な取扱いが行われないよう、啓発指導を行うこと （2）広く国民に最低賃金の周知啓発を図るとともに、引き続き監督指導等を実施すること （3）労働者が安心・納得して働くことができるようにするため、労働条件の決定、変更など労働契約に関する基本的なルールを定める労働契約法の趣旨・内容について、労使双方の理解を進めること 等について重点的に取り組んでおり、今後とも、行政需要に応じて機動的に対応していくことにより、効率的な行政運営に努めていくこととする。</p> <p>（必要性） 景気の急速な悪化を受け、雇用失業情勢が厳しさを増している中、全国の労働基準監督署には、賃金の不払や、会社都合による解雇に関連し解雇予告がなされていないなど、法定労働条件が守られていない事業の申告、相談が多く寄せられている。これらの問題の解消に重点を置いて、積極的な行政運営に努めていく必要がある。</p> <p>（効率性） 臨検監督を実施する対象事業場を選定する際には、労働者等から寄せられる情報等を活用し、労働基準関係法令違反が認められる可能性の高い事業場に対して臨検監督を実施するほか、労働条件等を巡る動向や各産業分野の特徴を踏まえた監督を実施するなど、効率的な運営を行っている。 最低賃金制度については、住民全戸に配布される市町村広報誌へ掲載する等、効率的に周知広報を行っている。 中小企業労働契約支援事業については、我が国の雇用・就業機会の約8割を提供している中小企業の事業主に対し、望ましい労働契約の在り方についてセミナー開催及び個別の相談事業を実施する等効率的な事業運営を実施している。</p> <p>（有効性） 労働基準監督機関による事業場への臨検監督の結果、労働基準関係法令違反が認められたものについては、それを是正するよう適切に指導を行っているおり、労働者の法定労働条件の確保に対し有効な施策である。 また、最低賃金法の遵守徹底のために、最低賃金制度及び最低賃金額等の情報を広く周知啓発することは必要かつ有効なものである。 また、個別労働紛争の早期解決のために、労働契約法のあり方について、中小企業事業主に対し周知・広報活動及び相談事業を実施することは必要かつ有効である。</p> <p>（反映の方向性） 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討。 【理由】 法定労働条件が守られない事業場が後を絶たない状況であり、今後も引き続き法定労働条件の確保を図るため、適切な監督指導の実施や最低賃金制度の周知徹底など、積極的な行政運営に努めていく必要があるため。</p>		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
労働条件の確保・改善を図ること	定期監督等の実施件数			126,499	115,993	100,535	-	
	市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合	%	—	92.2	83.0	92.7	80%以上 毎年度	
	中小企業労働契約支援事業を活用した利用者数	人	—	—	14,563	24,141	9400人以上 平成21年度	

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、労働基準局監督課調べによる。平成20年は現在集計中であり、平成21年9月日途で確定予定。
- ・指標1は、労働基準監督署が1年間に事業場に対して監督指導を実施した件数である（再監督、申告監督を除く）。
- ・指標2は、全市町村の広報誌のうち最低賃金制度が掲載されたものの割合であり、労働基準局労働条件政策課の調べによる。
- ・指標3は、当該事業は労働契約法の成立に併せて平成19年度より行う予定であったが、法案の成立が遅れ、開始時期が平成20年度に変更となったため、平成19年度までについては未記入。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	成長力底上げ戦略	平成19年2月15日	「最低賃金の国民への広報の推進」
	新雇用戦略	平成20年4月23日	「改正最低賃金法の適切な施行、各種広報媒体による労使をはじめ国民に対する最低賃金額等の周知・徹底」

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	労働者の安全と健康が確保され、労働者として安心して働くことができる職場づくりを推進すること		評価方式	総合(実績)事業	番号	Ⅲ-2-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）	30,037,340	28,759,560	24,259,482		23,726,040	
（ 補 正 後 ）	30,037,340	28,759,560	24,259,482			
前年度繰越額（千円）	338,258	283,789				
予備費使用額（千円）	-	-				
流用等増△減額（千円）	-	-				
歳出予算現額（千円）	30,375,598	29,043,349				
支出済歳出額（千円）	29,436,875	27,276,207				
翌年度繰越額（千円）	283,789	331,152				
不用額（千円）	654,934	1,435,990				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	「政策評価調書（個別票②）」に記載					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	労働者の安全と健康が確保され、労働者として安心して働くことができる職場づくりを推進すること					番号	Ⅲ-2-1			政策評価結果等による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項			22年度当初予算額	23年度要求額	
対応表において●となっているもの	A	1	労働保険特別会計	労災勘定	労働安全衛生対策費	労働安全衛生対策に必要な経費	18,053,004	21,466,918	△ 981,221	
	A	2	労働保険特別会計	労災勘定	労働安全衛生対策費	労働基準行政情報システムの最適化実施に必要な経費	3,900,401		△ 3,900,401	
	A	3								
	A	4								
	小計							21,953,405 の内数	21,466,918 の内数	△ 4,881,622
対応表において◆となっているもの	B	1	労働保険特別会計	労災勘定	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金に必要な経費	1,471,599	1,560,323		
	B	2	労働保険特別会計	労災勘定	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備に必要な経費	230,868	210,868	△ 20,000	
	B	3	一般会計	厚生労働本省	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金に必要な経費	603,610	487,931	△ 115,679	
	B	4								
小計							2,306,077 の内数	2,259,122 の内数	△ 135,679	
対応表において○となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
小計							の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
小計							の内数	の内数		
合計							24,259,482 の内数	23,726,040 の内数	△ 5,017,301	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	労働者の安全と健康が確保され、労働者として安心して働くことができる職場づくりを推進すること				番号	Ⅲ-2-1			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
労働安全衛生対策に必要な一般行政経費	A	1	18,230	18,298	68				労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
安全衛生関係等調査研究費	A	1	13,435	10,833	△ 2,602	△ 2,602		△ 2,602	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
労働安全衛生等事務費	A	1	215,202	260,560	45,358				労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
事業場における安全衛生水準の向上を図るための経費	A	1	665,991	522,114	△ 143,877	△ 143,877		△ 143,877	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
職場における健康確保対策の推進に必要な経費	A	1	7,332,535	7,527,477	194,942				労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
重点分野における労働災害防止活動の促進に必要な経費	A	1	1,266,979	853,217	△ 413,762	△ 413,762		△ 413,762	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
家内労働安全衛生管理費	A	1	23,577	23,572	△ 5	△ 5		△ 5	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
女性労働者健康管理等対策費	A	1	63,349	62,080	△ 1,269	△ 1,269		△ 1,269	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
労働災害防止対策強化推進委託費	A	1	43,819	40,269	△ 3,550	△ 3,550		△ 3,550	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
小規模事業場産業保健活動支援促進事業のための経費	A	1	74,224	27,735	△ 46,489	△ 46,489		△ 46,489	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	A	1	94,893	184,756	89,863				労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
労働災害防止対策費補助金経費	A	1	2,047,329	1,843,709	△ 203,620	△ 203,620		△ 203,620	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
産業医学振興経費	A	1	5,316,934	5,345,101	28,167				労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
安全衛生施設整備費	A	1	302,294	311,635	9,341				労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
労働基準行政情報システム管理運営費	A	1		3,898,963	3,898,963				労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を要求することとした。

事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A) (B)+(C)-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
男女ワークライフ支援事業	A	1		121,953	121,953			労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を要求することとした。	
女性と仕事総合支援事業費	A	1	134,884		△ 134,884	△ 134,884	△ 134,884		
短時間労働者安全衛生対策推進費	A	1	341,030	321,128	△ 19,902	△ 19,902	△ 19,902	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。	
就労条件総合調査費	A	1	25,767	32,247	6,480			労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。	
雇用均等行政情報化推進経費	A	1	72,532	61,271	△ 11,261	△ 11,261	△ 11,261	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。	
労働基準行政情報システムの最適化実施に必要な経費	A	2	3,900,401		△ 3,900,401	△ 3,900,401	△ 3,900,401		
独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	B	1	1,471,599	1,560,323	88,724			中期計画に基づき予算要求を行う。	
独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	B	2	230,868	210,868	△ 20,000	△ 20,000	△ 20,000	中期計画に基づき予算要求を行う。	
独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	B	3	603,610	487,931	△ 115,679	△ 115,679	△ 115,679	中期計画に基づき予算要求を行う。	
合計			24,259,482	23,726,040	△ 533,442	△ 5,017,301	△ 5,017,301		

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：労度基準局安全衛生部

<p>政策名</p>	<p>労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること</p>	<p>番号</p>	<p>Ⅲ-2-1</p>
<p>政策の概要</p>	<p>労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び第11次労働災害防止計画(平成20年3月19日厚生労働大臣策定)に基づき、死亡災害等の重篤な労働災害の一層の減少を図るため、重篤な労働災害が多く発生している墜落・転落等の作業や機械設備等について、労働災害防止対策の効果的な推進を図るとともに、その強化について検討し、必要な対策の充実を図る。 また、事業者健康診断の実施や産業医の選任等を義務付けることにより、労働者の健康確保を図る。 さらに、労働災害全体を一層減少させるためには、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要であり、その取組を促進する。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) それぞれの業種、事業規模、事故の型等における労働災害の発生状況を分析し、行政において重点的な対策を講じるとともに、それと連動した事業場における安全衛生対策の実施を引き続き推進するとともに、労働災害が長期的に減少している要因のひとつとして考えられる、事業者が自主的に行うリスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムといった、先取り型の安全衛生対策がより多くの事業場において展開されるよう、都道府県労働局を通じて働きかけを行っていく必要がある。 定期健康診断における有所見率の改善のためには、事業者が、健康診断結果に基づき適切な健康管理の措置を実施することや、保健指導、健康教育等に取り組むことが必要であることから、事業者に対し、①有所見とされた労働者に対する医師の意見聴取、②作業転換や労働時間短縮等の措置の実施等を指導又は周知啓発するなどの更なる取組の強化が必要である。</p> <p>(必要性) ○労働災害防止対策 労働災害の発生件数は、長期的には、減少傾向にあるが、依然として休業4日以上死傷者数は年間10万人を超えており、引き続き労働災害の防止に取り組む必要がある。また、経済がグローバル化し、産業構造、就業構造や、現場での作業の様相が急速に変化してきている中においては、従来の手法に頼るだけでなく、新しい災害防止手法を検討していく必要がある。</p> <p>○定期健康診断における有所見率の改善 定期健康診断における有所見率は年々上昇しており、健康診断結果に基づく健康管理措置を確実に実施させるとともに、職場における健康づくり対策を推進する必要がある。</p> <p>(効率性) 労働災害防止対策については、業種、事業場規模、事故の型ごとの労働災害の発生状況を分析し、重点とすべき行政施策を5年ごとに決定するとともに、それを踏まえて、事業場で実施されるべき安全衛生対策等について定めているところであり、行政資源を効率的に振り分けて施策を実施している。 また、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組については、取組事項を明確化し、都道府県労働局に対し、改善を図るための計画を作成するとともに、取組結果や好事例を報告するように指示している。このため、都道府県ごとに現場の状況に応じた取組がなされる体制となっているとともに、各地の実施状況や好事例を本省が把握し、必要な改善を適宜全国展開できる体制となっており、効率的な取組を図っている。</p> <p>(有効性) 労働災害の発生状況は、平成21年は死亡者数が1,075人、休業4日以上死傷者数が105,718人といずれについても、前年に比べ減少しており、施策は有効であった。</p> <p>(反映の方向性) 施策全体として予算の新規要求等の見直しを検討。また、定員要求を検討。 【理由】 新成長戦略において、目標が定められているメンタルヘルス対策、受動喫煙対策等更なる取組が必要な対策や、専門家による検討の結果、新たな取組が必要とされた対策等について、次年度の実施事項及び体制について検討した上で、現状の体制では実施が難しい部署について定員要求の必要があるため。</p>		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年)	実績値			目標値 (年)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年	20年	21年		
労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	労働災害による死亡者数	人	1,357 19	1,357	1,268	1,075	20%減	「第11次労働災害防止計画」(平成20年3月19日厚生労働大臣策定)において、平成20年度から平成24年度までの5年間に達成する目標として掲げられている。
	休業4日以上之死傷者数	人	121,356 19	121,356	119,291	105,718	20%減	
	定期健康診断における有所見率	%	—	49.9	51.3	52.3	増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること	

(調査名・資料出所)

- ・全ての指標は、労働基準局安全衛生部の調べによる。
- ・労働災害による死亡者数及び休業4日以上之死傷者数の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出し、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。
- ・定期健康診断における有所見率は、達成数値目標を定めていないため、達成率を算出していない。

【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/index.html>

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第11次労働災害防止計画	平成20年3月19日	

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること		評価方式	実績	番号	Ⅲ-3-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度	23年度要求額	
（当初）	811,349,999	813,689,908		825,611,132	823,800,732	
（補正後）	811,349,999	813,689,908		825,611,132		
前年度繰越額（千円）	734,874	1,304,120				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	812,084,873	814,994,028				
支出済歳出額（千円）	783,655,910	762,773,844				
翌年度繰越額（千円）	1,304,120	1,450,701				
不用額（千円）	27,124,843	50,769,483				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	医学的に判断が難しい等により労災保険給付の決定に長期間を要している事案の解消を図ること。					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本施策は「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」に定める施策目標「Ⅲ-3-I 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること」に属するものである。 ・本施策については平成22年度にモニタリングを行っており、概要は以下のとおりである。 <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施策は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うことにより労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 ・労災保険給付の決定に長期間（6ヶ月以上）を要している事案数は平成19年度以降、年々減少傾向にあることから、引き続き長期未決案件の減少に努めてまいりたい。 					
	予算額（百万円）	H18	H19	H20	H21	H22
		814,818	812,210	810,893	813,287	825,237
労災保険給付の決定に長期間（6ヶ月以上）を要している事案数	1,911	1,435	1,237	980	-	

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること					番号	Ⅲ-3-1		
	予 算 科 目							(千円)	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額	
対応表において● となっているもの	A	1	労働保険特別会計	労災勘定	保険給付費	保険給付に必要な経費	796,954,268	793,825,644	△ 3,128,624
	A	2	労働保険特別会計	労災勘定	業務取扱費	保険給付業務に必要な経費	5,417,254	10,851,200	
	A	3	労働保険特別会計	労災勘定	業務取扱費	労災行政情報管理システムの最適化実施に必要な経費	4,026,006	0	△ 4,026,006
	小計						806,397,528	804,676,844	△ 7,154,630
対応表において◆ となっているもの	B	1	労働保険特別会計	労災勘定	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費	11,039,922	10,542,385	△ 497,537
	B	2	労働保険特別会計	労災勘定	職務上年金給付費等交付金	職務上年金給付費等交付金に必要な経費	7,799,329	8,244,969	
	B	3	一般会計	厚生労働本省	労働者災害補償保険給付費労働保険特別会計へ繰入	労働者災害補償保険給付費の財源の労働保険特別会計労災勘定へ繰入れに必要な経費	370,628	332,842	△ 37,786
	B	4	一般会計	厚生労働本省	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費	3,725	3,692	
小計						19,213,604	19,123,888	△ 535,323	
対応表において○ となっているもの						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
小計									
対応表において◇ となっているもの						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
合計						825,611,132	823,800,732	△ 7,689,953	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること			番号	Ⅲ-3-1				
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容	
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減	(B)+(C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額(B)		うち執行状況の反映による見直し額(C)
保険給付に必要な経費	A	1	796,954,268	793,825,644	△ 3,128,624	△ 3,128,624	0	△ 3,128,624	迅速かつ適正な労災保険給付を実施するための組織的な進行管理等の取組を行ったところ、給付決定に長期間を要する事案が着実に減少していることから、目標の達成に向けて進展しており、進行管理等の事務見直しが有効に機能しているものである。 今後も引き続き、組織的な進行管理等により、迅速かつ適正な労災保険給付に係る事務処理に取り組む。
保険給付業務に必要な経費	A	2	5,417,254	10,851,200	5,433,946				迅速かつ適正な労災保険給付を実施するための組織的な進行管理等の取組を行ったところ、給付決定に長期間を要する事案が着実に減少していることから、目標の達成に向けて進展しており、進行管理等の事務見直しが有効に機能しているものである。 今後も引き続き、組織的な進行管理等により、迅速かつ適正な労災保険給付に係る事務処理に取り組む。
労災行政情報管理システムの最適化実施に必要な経費	A	3	4,026,006	0	△ 4,026,006	△ 4,026,006	0	△ 4,026,006	（成果重視事業）前年度限りの経費
職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費	B	1	11,039,922	10,542,385	△ 497,537	△ 497,537	0	△ 497,537	「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和60年法律第34号）に基づく本会計が負担すべき額の年金特別会計厚生年金勘定への繰入れに必要な経費であり、平成23年度においては対象となる受給者の減少に伴い、所要額も減少しているものである。
職務上年金給付費等交付金に必要な経費	B	2	7,799,329	8,244,969	445,640				船員保険の統合に伴う施行直前に支給事由の生じた職務上年金給付費及び職務上疾病給付費相当分に係る全国健康保険協会に対する交付金であり、平成23年度は、平成21年度における保険給付費等の不足分を計上していることから、対前年度と比べ約4億円の増となっている。
労働者災害補償保険給付費の財源の労働保険特別会計労災勘定へ繰入れに必要な経費	B	3	370,628	332,842	△ 37,786	△ 37,786		△ 37,786	
職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費	B	4	3,725	3,692	△ 33				
合計			825,611,132	823,800,732	△ 1,810,400	△ 7,689,953	0	△ 7,689,953	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年 8月

担当部局名：労働基準局労災補償部労災管理課

<p>政策名</p>	<p>迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること</p>	<p>番号</p>	<p>Ⅲ-3-1</p>																														
<p>政策の概要</p>	<p>業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うもの。</p>																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 迅速かつ適正な労災保険給付を実施するための組織的な進行管理等の取組を行ったところ、労災保険給付の決定に長期間（6ヶ月以上）を要している事案数については年々減少傾向にある。引き続き、長期未決案件の減少に努めて参りたい。</p> <p>（必要性） 労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を担保し、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行う。</p> <p>（効率性） 迅速かつ適正な労災保険給付を実施するための組織的な進行管理等の取組を行ったところ、給付決定に長期間を要する事案が着実に減少している。</p> <p>（有効性） 当該施策目標によって、労災保険給付の決定に長期間（6ヶ月以上）を要している事案数が減少した。</p> <p>（反映の方向性） 給付決定に長期間を要する事案が着実に減少していることから、目標の達成に向けて進展しており、進行管理等の事務見直しが有効に機能しているものである。 引き続き今後も、組織的な進行管理等により、迅速かつ適正な労災保険給付に係る事務処理に取り組む。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="556 1587 1759 1982"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること</td> <td>労災補償給付の決定に長期間（6ヶ月以上）を要している事案数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>1,435</td> <td>1,237</td> <td>980</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること	労災補償給付の決定に長期間（6ヶ月以上）を要している事案数	件	—	1,435	1,237	980	—										
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				19年度	20年度	21年度																											
迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること	労災補償給付の決定に長期間（6ヶ月以上）を要している事案数	件	—	1,435	1,237	980	—																										
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>																														

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること		評価方式	実績	番号	Ⅲ-3-2										
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度		23年度要求額										
（ 当 初 ）	187,006,979	178,605,719		173,012,779		169,333,019										
（ 補 正 後 ）	187,006,979	186,037,504		173,012,779												
前年度繰越額（千円）	250,044	167,091														
予備費使用額（千円）	0	0														
流用等増△減額（千円）	0	0														
歳出予算現額（千円）	187,257,023	186,204,595														
支出済歳出額（千円）	178,194,894	173,357,425														
翌年度繰越額（千円）	167,091	1,519,080														
不用額（千円）	8,895,038	11,328,090														
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること															
政策評価結果を受けて改善すべき点	—															
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>・本施策は「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」に定める施策目標「Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること」に属するものである。</p> <p>・平成21年度の実績評価の概要は以下のとおりである。</p> <p>【概要】 労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として必要な事業を行っている。 労災保険においては、被災労働者の稼働能力のてん補が重要であるが、保険給付のみでは被災労働者の個別具体的な事情（介護、石綿関連疾患の診断、リハビリテーション等）に対応することが困難であるので、保険給付と同様に事業主の責任で適切な措置を講ずる必要がある。 各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施している。</p> <p>【反映状況事項例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予算額 （百万円）</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会復帰促進等事業 において成果目標を 達成した事業の割合</td> <td>77.8</td> <td>74.5</td> <td>55.8</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table>						予算額 （百万円）	H18	H19	H20	H21	社会復帰促進等事業 において成果目標を 達成した事業の割合	77.8	74.5	55.8	集計中
予算額 （百万円）	H18	H19	H20	H21												
社会復帰促進等事業 において成果目標を 達成した事業の割合	77.8	74.5	55.8	集計中												

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること					番号	Ⅲ-3-2		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	労働保険 特別会計	労災勘定	社会復帰促進等事業費	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費	162,349,176	156,950,036	△ 5,399,140
	小計							162,349,176	156,950,036
対応表において◆ となっているもの	B	1	労働保険 特別会計	労災勘定	独立行政法人労働者健康福祉機構運 営費	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な 経費	9,476,959	9,470,365	△ 6,594
	B	2	労働保険 特別会計	労災勘定	独立行政法人労働者健康福祉機構施 設整備費	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費	1,186,644	2,912,618	
	小計							10,663,603	12,382,983
対応表において○ となっているもの									
	小計								
対応表において◇ となっているもの									
	小計								
合計							173,012,779	169,333,019	△ 5,405,734

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること			番号	Ⅲ-3-2		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容	
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）		うち執行状況の反映による見直し額（C）
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費	A	1	162,349,176	156,950,036	△ 5,399,140	△ 5,399,140	0	△ 5,399,140	<p>①在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る労災ケアサポート事業においては、利用者から、介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価を90%以上得て、②医療関係者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、研修プログラムを作成し、研修を実施した石綿関連疾患診断技術研修においては、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上得ており、③また事業の効率化、交付金の縮減等の観点から、平成21年度末をもって、海外勤務健康管理センターや労災リハビリテーション工学センターの廃止を行うなど事業の見直し等に努めている。</p> <p>また、これらなどの事業については、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施している。</p> <p>今後とも引き続き、いわゆるPDCAサイクルによる目標管理を厳格に行うことで、効率的な事業の実施に努める。</p>
独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費	B	1	9,476,959	9,470,365	△ 6,594	△ 6,594	0	△ 6,594	<p>①在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る労災ケアサポート事業においては、利用者から、介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価を90%以上得て、②医療関係者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、研修プログラムを作成し、研修を実施した石綿関連疾患診断技術研修においては、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上得ており、③また事業の効率化、交付金の縮減等の観点から、平成21年度末をもって、海外勤務健康管理センターや労災リハビリテーション工学センターの廃止を行うなど事業の見直し等に努めている。</p> <p>また、これらなどの事業については、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施している。</p> <p>今後とも引き続き、いわゆるPDCAサイクルによる目標管理を厳格に行うことで、効率的な事業の実施に努める。</p>
独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費	B	2	1,186,644	2,912,618	1,725,974				<p>中期計画（労災病院以外の施設に係る計画）に基づき予算要求を行う。</p>
合計			173,012,779	169,333,019	△ 3,679,760	△ 5,405,734	0	△ 5,405,734	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年 8月

担当部局名：労働基準局労災補償部労災管理課

<p>政策名</p>	<p>被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること</p>		<p>番号</p>	<p>Ⅲ-3-2</p>																																									
<p>政策の概要</p>	<p>業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して行う労災保険給付にあわせて、当該労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護を図り、また、労働者の安全及び衛生の確保並びに、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>																																												
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合は、平成20年度においては減少しており、引き続き、施策の有効性を高めるための工夫が必要である。 社会復帰促進等事業のうち主な事業の評価については以下のとおり。 ①労災ケアサポート事業においては、在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図っているところである。利用者から、介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価を90%以上得ている。 ②石綿関連疾患診断技術研修においては、医療関係者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、研修プログラムを作成し、研修を実施しているところである。受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上得ている。 ③事業の効率化、交付金の縮減等の観点から、平成21年度末をもって、海外勤務健康管理センターや労災リハビリテーション工学センターの廃止を行うなど事業の見直し等に努めている。 また、これらの事業については、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施している。</p> <p>（必要性） 労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として必要な事業を行っている。 労災保険においては、被災労働者の稼得能力のてん補が重要であるが、保険給付のみでは被災労働者の個別具体的な事情（介護、石綿関連疾患の診断、リハビリテーション等）に対応することが困難であるので、保険給付と同様に事業主全体の責任で適切な措置を講ずる必要がある。 なお、各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施していく。</p> <p>（効率性） 各事業の合目的性と効率性を確保し、社会復帰促進等事業の趣旨・目的に沿った運用を図るため、各事業の廃止も含めて適切な見直しを行っている。</p> <p>（有効性） 本指標について、平成20年度においては、評価対象事業52事業のうち、目標を達成した事業は29事業（55.8%）であった。平成17年度以降、目標の達成率は前年度と同水準が続いていたが、平成20年度においては目標管理を厳格にしたことから、減少したものと考えられる。 この結果を踏まえ、引き続き、施策の有効性を高めるための工夫が必要であると考えます。</p> <p>（反映の方向性） 今後とも引き続き、いわゆるPDCAサイクルによる目標管理を厳格に行うことで、効率的な事業の実施に努める。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="491 2119 1642 2602"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること</td> <td>社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>77.8</td> <td>74.5</td> <td>55.8</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考	18年度	19年度	20年度	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合	%	—	77.8	74.5	55.8	—																			
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考																																	
				18年度	19年度	20年度																																							
被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合	%	—	77.8	74.5	55.8	—																																						
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																										

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	Ⅲ-4-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（当初）	2,629,634	2,974,941	1,656,762		1,396,591	
（補正後）	2,629,634	2,974,683	1,656,762			
前年度繰越額（千円）	-	-				
予備費使用額（千円）	-	-				
流用等増△減額（千円）	-	-				
歳出予算現額（千円）	2,629,634	2,974,683				
支出済歳出額（千円）	2,013,128	1,993,304				
翌年度繰越額（千円）	-	-				
不用額（千円）	616,506	981,379				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	「政策評価調書（個別票②）」に記載。					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>○予算要求 労働時間の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進するために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>労働時間等の設定改善に向けた取組の推進 (平成23年度予算概算要求額：1,397百万円)</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること				番号	Ⅲ-4-1		(千円)
		予 算 科 目						政策評価結果等 による見直し額	
		整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額	
対応表に おいて● となっているもの	A	1	労働保険特別会計	労災勘定	仕事生活調和推進費	仕事と生活の調和の推進に必要な経費	1,656,762	1,396,591	△ 450,226
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計							1,656,762 の内数	1,396,591 の内数
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計							の内数	の内数
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
合計							1,656,762 の内数	1,396,591 の内数	△ 450,226

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること			番号	Ⅲ-4-1				
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
労働時間等改善に必要な一般行政経費	A	1	12,103	12,158	55				評価結果を踏まえ、労働時間の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する観点から、必要な予算を継続して要求することとした。
労働時間等設定改善援助事業	A	1	199,697		△ 199,697	△ 199,697		△ 199,697	
労働時間等設定改善推進助成金	A	1	1,112,016	884,496	△ 227,520	△ 227,520		△ 227,520	評価結果を踏まえ、労働時間の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する観点から、必要な予算を継続して要求することとした。
長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助	A	1	196,904	386,904	190,000				評価結果を踏まえ、労働時間の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する観点から、必要な予算を継続して要求することとした。
特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及	A	1	76,036	68,327	△ 7,709	△ 7,709		△ 7,709	評価結果を踏まえ、労働時間の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する観点から、必要な予算を継続して要求することとした。
テレワークの普及促進等対策	A	1	60,006	44,706	△ 15,300	△ 15,300		△ 15,300	評価結果を踏まえ、労働時間の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する観点から、必要な予算を継続して要求することとした。
合計			1,656,762	1,396,591	△ 260,171	△ 450,226		△ 450,226	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：労働基準局労働条件政策課

<p>政策名</p>	<p>労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること</p>	<p>番号</p>	<p>Ⅲ-4-1</p>
<p>政策の概要</p>	<p>平成19年12月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議で決定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）においては、仕事と生活の調和の実現した社会、すなわち、</p> <p>① 就労による経済的自立が可能な社会 ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 ③ 多様な働き方・生き方の選択できる社会</p> <p>を目指すとの観点から、国は、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに社会的基盤づくりを積極的に行うこととされている。</p> <p>上記②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会に向けて、国は労使による長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など労働時間等の設定改善の取組支援等を行うこととされていることを踏まえ、厚生労働省において仕事と生活の調和実現に向けた労働時間の設定改善の促進等の取組を実施しているところである。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 施策対象に応じた効果的・効率的な取組が行われ、各指標の目標も達成していることから、我が国における仕事と生活の調和の実現に向けた取組として適切に運営されていると考えられる。</p> <p>（必要性） 平成21年における労働者1人あたりの年間総実労働時間は、事業所規模30人以上で1,768時間となっており、長期的には減少傾向にある。しかし、一般労働者（常用労働者のうち、パートタイム労働者を除いた労働者）については、年間総実労働時間は事業所規模30人以上で1,957時間となっており、長期的に見るとほぼ横ばいで推移している。また、週労働時間別の雇用者の分布をみると、35時間未満の雇用者の全体に占める割合が増加する一方、60時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するなど「労働時間分布の長短二極化」の状況にある。</p> <p>また、平成20年における年次有給休暇の平均取得率は47.4%となっており、近年取得率は5割を下回る状態で推移している。仕事と生活の調和の実現に向けては、年次有給休暇の取得促進についても一層の推進が求められるところである。</p> <p>一人ひとりの働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことは、個々人はもとより、我が国の社会を持続可能で確かなものとするために不可欠な取組であり、また、前掲の憲章及び行動指針において、各主体の取組を推進するための社会全体の目標として、中長期的な数値目標も設定されたところであり、厚生労働省として仕事と生活の調和の実現に向けた取組を一層推進していく必要がある。</p> <p>（効率性） （1）社会全体の気運醸成を図るため、 ○全国的な気運醸成を図る取組として、我が国を代表する10社の仕事と生活の調和の取組状況や成果を社会全体に広く周知する「仕事と生活の調和推進プロジェクト」を展開し、さらに ○各地方の実情に応じた効果的な気運醸成を図るため、都道府県ごとに「仕事と生活の調和推進会議」を設置し、労使、学識経験者等の関係者相互の合意形成の促進を図るとともに、「仕事と生活の調和推進プロジェクト（地方版）」を実施。 （2）個別企業の取組の促進に向けては、 ○憲章及び行動指針の趣旨を踏まえ、事業主及びその団体が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めた「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」の改正及びその周知を実施したほか、 ○事業主団体を通じた「労働時間等設定改善援助事業」の実施 ○中小企業団体に対する「労働時間等設定改善推進助成金」の支給 ○中小企業事業主に対する「職場意識改善助成金」の支給 ○都道府県労働局への「労働時間設定改善コンサルタント」の配置等を実施。</p> <p>（1）社会全体の気運醸成に向けた取組においては、平成21年11月の行政刷新会議による事業仕分けにおける指摘を踏まえつつ、見直しを行った。（2）個別企業の取組の促進に向けた取組においては、事業主団体の取組促進から個別企業労使による自主的な取組支援に至るまで、施策対象に応じた取組を実施しているところであるが、今後さらに事業効果を発揮できるよう支給要件を見直すなどの検討をしているところである。</p> <p>（有効性） 近年の労働時間等の状況は、上記のとおりであり、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう労働環境を整備することが重要な課題となっていることから、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進すべく様々な施策を着実に実施しているところであり、各指標の目標も達成していることから、その有効性を確認することができる。</p>		

(反映の方向性)

施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討。

【理由】

新成長戦略や憲章及び行動指針において設定された目標達成に向けて、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の一層の推進が求められているため。

上記の現状、課題を踏まえ、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
労働時間等の設定改善の促進等を通じて仕事と生活の調和対策を推進すること	1 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	%	—	41.5	46.2	52.1	前年以下 毎年	左記指標は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定)」に掲げられたものを踏襲(平成22年6月改定)
	2 週労働時間60時間以上の雇用の割合	%	—	10.3	10.0	9.2	前年以下 毎年	
	3 年次有給休暇取得率	%	—	46.7	47.4	— (11月公表予定)	前年以下 毎年	

(調査名・資料出所、備考)

・上記指標は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定)」に掲げられたものを踏襲(平成22年6月改定)。それぞれの指標には以下のような目標数値が掲げられている。

指標1: 52.1%(H21)→全ての企業で実施(H32)

指標2: 10.0%(H20)→5割減(H32)

(H20の10.0%を基準として毎年0.4ポイントずつ減少させる)

指標3: 47.4%(H20)→70.0%(H32)

(H20の47.4%を基準として毎年1.5ポイントずつ上昇させる)

※指標2, 3については、「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」においても同じ目標数値が掲げられている。

なお、調査名は以下のとおり。

1: 厚生労働省「労働時間等の設定の改善を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」

2: 総務省「労働力調査」

3: 厚生労働省「就労条件総合調査」(企業規模30人以上)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	「<前略>仕事と生活の調和の推進など、雇用を軸とした生活安心保障政策の再構築を行う。」
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「国・地方・労使を始めとする社会全体の取組により、「憲章」及び「行動指針」に掲げられた数値目標の達成を目指し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する。」 「子供と家族を応援する日本」重点戦略等に基づき、保育サービスや放課後対策等の子育て支援の拡充及び仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現を車の両輪として、少子化対策を行う。」
	社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	「3. 未来を担う「子どもたち」を守り、育てる社会②仕事と生活の調和の実現」として項目立てがなされ、「子育て中の多様な働き方等を実現するために、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組を推進するとともに」
	新雇用戦略	平成20年4月23日	「安定した雇用・生活の実現」、「安心・納得して働くことのできる環境整備」として、「仕事と生活の調和の実現」が取り上げられている。

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	Ⅲ-4-2
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度	23年度要求額	
（当初）	12,571,313	11,986,755		9,943,935	9,537,972	
（補正後）	12,571,313	11,986,755		9,943,935		
前年度繰越額（千円）	-	-				
予備費使用額（千円）	-	-				
流用等増△減額（千円）	-	-				
歳出予算現額（千円）	12,571,313	11,986,755				
支出済歳出額（千円）	12,054,580	10,823,231				
翌年度繰越額（千円）	-	-				
不用額（千円）	516,733	1,163,524				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	「政策評価調書（個別票②）」に記載。					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	豊かで安定した勤労者生活の実現を図るために必要な予算を継続して要求することとした。 （平成23年度予算概算要求額：9,538百万円）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること					番号	Ⅲ-4-2		(千円)
予 算 科 目										
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額			
対応表において● となっているもの	A	1	労働保険特別会計	労災勘定	中小企業退職金共済等事業費	中小企業退職金共済等事業に必要な経費	2,741,573	2,266,667	△ 474,906	
	A	2	労働保険特別会計	雇用勘定	中小企業退職金共済等事業費	中小企業退職金共済等事業に必要な経費	7,020,530	6,534,796	△ 485,734	
	A	3	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人勤労者退職金共済機構 運営費	財形融資業務の移管に伴う経費		567,617		
	小計					9,762,103 の内数	9,369,080 の内数	△ 960,640		
対応表において◆ となっているもの	B	1	労働保険特別会計	労災勘定	独立行政法人労働政策研究・研修機 構運営費	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金に必 要な経費	141,723	139,335		
	B	2	労働保険特別会計	労災勘定	独立行政法人労働政策研究・研修機 構施設整備費	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備必要な経 費	40,109	29,517		
	B	3								
	B	4								
小計					181,832 の内数	168,852 の内数				
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
小計							の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
小計							の内数	の内数		
合計					9,943,935 の内数	9,537,932 の内数	△ 960,640			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること					番号	Ⅲ-4-2		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
中小企業退職金共済事業	A	1	2,336,977	2,250,014	△ 86,963	△ 86,963	△ 86,963	評価結果を踏まえ、豊かで安定した勤労者生活の実現を図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。	
〃	A	2	6,651,760	6,534,057	△ 117,703	△ 117,703	△ 117,703	評価結果を踏まえ、豊かで安定した勤労者生活の実現を図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。	
勤労者財産形成促進事業	A	1	1,282	1,049	△ 233	△ 233	△ 233	評価結果を踏まえ、豊かで安定した勤労者生活の実現を図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。	
〃	A	2	972	739	△ 233	△ 233	△ 233	評価結果を踏まえ、豊かで安定した勤労者生活の実現を図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。	
中小企業勤労者総合福祉推進事業	A	1	386,355		△ 386,355	△ 386,355	△ 386,355		
〃	A	2	367,798		△ 367,798	△ 367,798	△ 367,798		
退職手当の保全措置等の適正化の推進	A	1	16,959	15,604	△ 1,355	△ 1,355	△ 1,355	評価結果を踏まえ、豊かで安定した勤労者生活の実現を図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。	
独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	A	3		567,617	567,617			評価結果を踏まえ、豊かで安定した勤労者生活の実現を図る観点から、そのために必要な予算を要求することとした。	
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	B	1	141,723	139,335	△ 2,388				
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	B	2	40,109	29,517	△ 10,592				
合計			9,943,935	9,537,932	△ 406,003	△ 960,640	△ 960,640		

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：労働基準局勤労者生活課

政策名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること	番号	Ⅲ－４－２
政策の概要	<p>近年、経済社会情勢が急速に変化し、中終身雇用や年功賃金を中心とする雇用慣行が変容しつつある中、勤労者が豊かで安定した生活を送れるようにすることを目的として、中小企業退職金共済制度の運営、勤労者の財産形成への支援、労働金庫の健全性確保といった施策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業退職金共済制度関係 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき、中小企業の従業員の福祉の増進等を図るため、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互扶助の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立しようとするもの。 ・勤労者財産形成促進制度関係 勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）に基づき、事業主が勤労者の給与から一定額の給与天引きを行い、金融機関に積み立てていく財形貯蓄制度、財形貯蓄を行っている勤労者に対し自宅の購入に必要な資金等を融資する財形融資制度など、勤労者が豊かで安定した生活を送るための資産形成を事業主や国が支援するもの。 ・労働金庫関係 労働金庫は、労働金庫法（昭和28年法律第227号）に基づき設立された、労働組合等労働者の団体による協同組織金融機関であり、労働者団体の健全な発展の促進と労働者の経済的地位の向上に資することを目的としている。内閣総理大臣（金融庁長官）及び厚生労働大臣は、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、立入検査を実施することとされている。 		
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） (1) 中小企業退職金共済制度については、新規加入被共済者数の実績が目標を上回っており、施策目標の達成に向けて着実に取組を進めていると評価できる。 (2) 勤労者財産形成促進制度については、金融商品の多様化等の影響により契約件数が減少傾向にあるものの、財形制度の利用件数が約1,000万件であり、企業の約半数は財形貯蓄制度を導入している（※1）ことから、豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策として重要な役割を果たしていると評価できる。今後、制度の重点化、効率化を図るため、利用実績が低調な財形教育融資（※2）を廃止した上で、制度の適正な運営を図る。 ※1 財形貯蓄制度の導入率 46.4% 資料出所 厚生労働省「平成21年就労条件総合調査」 ※2 財形教育融資貸付決定件数（平成21年度） 32件 (3) 労働金庫監督検査事業については、全労働金庫に対する検査実施率が平成19年度以外は目標値に達しており、着実かつ計画的に検査を実施している。これにより、労働金庫の健全性の確保に資していると評価できる。</p> <p>（必要性） (1) 中小企業においては、退職金制度が大企業に比べ普及しておらず、独力で退職金制度を設けることが困難であるため、機構が中小企業に代わって退職金の支給を行う中小企業退職金共済制度の普及を引き続き図る必要がある。 (2) 急激な高齢化の進展、公的年金給付見込額の減少により老後に不安を抱く人が多く、また、勤労者は自営業者と比べ、自宅等の資産を所有している割合が低い（※2）ことから、引き続き勤労者財産形成促進制度の普及を図る必要がある[施策小目標2関係]。 ※1 財形貯蓄制度の導入率 46.4% 資料出所 厚生労働省「平成21年就労条件総合調査」 ※2 持家率 勤労者世帯58.9% 自営業者世帯79.0% 資料出所 総務省「平成20年住宅・土地統計調査」 (3) 労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合等が行う福利共済活動及びこれらの構成員等のために金融の円滑を図ること等を目的として設立された会員制の協同組織金融機関であり、その業務の健全かつ適切な運営の確保のため、労働金庫法第94条において準用する銀行法第25条に基づく立入検査を引き続き適切に実施していく必要がある。 また、平成18年6月に金融商品取引法が成立（平成19年10月施行）し、金融機関が金融商品を販売（国債や投資信託の窓口販売等）するに際して遵守すべきルールとして、顧客への適切な説明・情報提供が重要になってきている。そのため、「顧客保護等管理態勢の整備・確認状況」が金融検査の独立した項目として新設されたところであり、このような観点からも、金融機関の業務の健全性等が図られるよう適切な立入検査を実施していく必要がある。</p>		

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

(効率性)

(1) 事業運営に係る経費の削減を図りつつも着実に新規加入被共済者数の目標を達成し、また、平成23年度末で廃止される適格退職年金からの移行について重点的な加入促進活動を実施しており、効率的な普及促進等を実施していると評価できる。

(2) 勤労者財産形成促進制度については、事業運営に係る経費の削減を図りつつ、外部事業者による広報活動を実施し、また、都道府県ごとに説明会を開催し、説明会参加者が財形制度を理解した割合が80%を超えるよう実施するなど、効率的な普及促進等を実施していると評価できる。他方で、金融商品の多様化等の影響により契約件数が縮小傾向にあることから、利用実績が低調である財形教育融資業務(※)を廃止し、制度の重点化、更なる効率化を図ることとします。

※2 財形教育融資貸付決定件数(平成21年度) 32件

(3) 労働金庫に対する検査については、全ての労働金庫に対して概ね2年に1回実施しており、金融関係法令の制定・改正に対応した検査を実施している。

(有効性)

(1) 「雇用動向調査」(厚生労働省)によれば、常用労働者数5~299人の中小企業における労働者数に大きな変動がない状況にもかかわらず、平成20年度末における在籍被共済者数については、約295万人と前年から4万人程度増加するなど着実に増加しているところであり、中小企業における退職金制度の確立に資している。

(2) 勤労者財産形成促進制度については、これからの高齢化社会において、公的年金の支給開始年齢が引き上げられ、職業生涯が長期化する中、勤労者の財産形成の重要性は一層増大していくと考えられることから、引き続き施策の有効性を高めるための工夫が必要である。

※ 持家率 勤労者世帯58.9% 自営業者世帯79.0%

資料出所 総務省「平成20年住宅・土地統計調査」

(3) 全労働金庫に対する検査実施率が平成19年度以外は目標値に達しており、労働金庫に対する検査は確実に実施している。また、検査時の指摘事項に係る改善状況等のフォローアップ等を行うことにより、労働金庫の健全性の確保に資している。

(反映の方向性)

豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策であるため、今後とも適切に政策を実施することとするが、事務経費等の効率的執行に努めることなどにより、全体としては予算規模を前年度より縮小する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
	中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数	人	415,249	411,561	404,586	400,600人以上		
	勤労者財産形成促進制度の利用件数	件	10,528,158	10,180,064	9,873,198	前年度以上		
	全労働金庫に対する検査実施率	%	43	50	50	50%以上		
<p>・指標1は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の調べによる。主に常用雇用者を対象とした一般の中小企業退職金共済制度の新規被共済者数である。</p> <p>・指標2は、労働基準局勤労者生活部企画課の調べによる。</p> <p>・指標3は、労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室の調べによる。</p>								

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)